

函館市監査公表第11号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 経 経

令和5年(2023年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 大泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
経済部 商業振興 課 財務部 財政課	<ul style="list-style-type: none"> ・行政コスト計算書の物件費等の再確認 行政コスト計算書における物件費は、職員旅行、委託料、消耗品や備品購入費といった消耗的性質の経費であって、資産計上されないものをいう。総勘定元帳を確認したところ、本来は資産計上されるべきワークステーション一式71万円5千円について、物件費で計上されていた。	75	<p>この度の事案は、令和2年度に完了した委託業務において取得したワークステーション一式の備品登録を失念していたことにより、当該年度における資産計上に反映されなかったものであります。</p> <p>次年度に資産計上を行いバランスシートの修正を行ったところではありますが、予算を執行した経済部から財務諸表を作成する財務部に対して、委託料の内数にワークステーション一式の経費が含まれている旨を伝達していなかったことが原因であり、今後におきましては、取得時の備品登録を確実に行うことで、事務に遺漏がないよう努めてまいります。</p>